

第2号協議案

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の
一部を改正する条例（案）について

上記協議案を提出する。

令和4年2月1日

都区協議会会長
小池 百合子

（説 明）

地方自治法第282条の2第2項の規定に基づき、都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部改正について協議する必要があるので、この案を提出する。

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（案）について

一 改正の目的

都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金の算定基準を改めるほか、規定を整備する。

二 改正の内容

単位費用（第十条別表関係）を改める。

また、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行等に伴い、特別区財政調整交付金の原資に固定資産税減収補填特別交付金を加える特例について、「令和3年度から令和8年度」に改める必要があることから、所要の規定整備を行う。

三 施行期日

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

第 号議案

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年 月 日

提出者

東京都知事

小池百合子

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第十条関係）

一 経常的経費

経費の種類	測定単位	単位	費用
一 議会総務費	人口	一人につき	二五、九八七円
1 議会総務費	人口	一人につき	一四、八〇八円
二 民生費			
1 社会福祉費	人口	一人につき	七二、四九〇円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	

五		四				三		二						
1	4	3	2	1	1	6	5	4		3				
生活経済費	経済労働費	処理処分費	収集車両費	収集作業費	清掃総務費	清掃費	衛生費	衛生費	後期高齢者医療 制度事業助成費	業助成費	国民健康保険事 業助成費	児童福祉費	生活保護費	
人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	被保険者数	被保険者数	私立保育所入所児童数	区立保育所入所児童数	十八歳未満人口	被保護者数	
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	
四五〇円		三、〇六二元	一、四九八円	五、三七二元	四五二元		九、七一二円		七七、六二七円			一、五一九、八五八円	一四七、二三二円	一八四、〇六四円

二 投資的経費		経費の種類		測定単位		単位		費用	
1	公債費	元利償還金	一人につき	一	円につき			一	円
2	財産費	年度支払額	一人につき	一	円につき			一	円
3	その他行政費	人口	一人につき	一	円につき			一	円
一	議会総務費	人口	一人につき	一	円につき			一、〇	八四円
二	民生費	人口	一人につき	一	円につき				
1	社会福祉費	人口	一人につき	一	円につき			四	四三円
2	老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	一	円につき			三、	八九八円
3	児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき	一	円につき			一	三、二〇三円
三	衛生費	人口	一人につき	一	円につき			二	九六円
1	衛生費	人口	一人につき	一	円につき				
四	清掃費	人口	一人につき	一	円につき				
1	収集作業費	人口	一人につき	一	円につき			一	七二円
2	処理処分費	人口	一人につき	一	円につき			三、	一五三円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日か

五	経済労働費			
1	生活経済費	人口	一人につき	一三三円
六	土木費			
1	建築公害費	人口	一人につき	七七八円
2	都市整備費	人口	一人につき	二〇一円
3	道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	一四五円
4	公園費	人口	一人につき	一、四九七円
七	教育費			
1	小学校費	学校数	一校につき	一五七、七二九、〇五九円
2	中学校費	学校数	一校につき	一六八、一五六、二二二円
3	その他の教育費	児童生徒数	一人につき	二、五九六円
		園児数	一人につき	二五〇、七五四円
		人口	一人につき	五、三六七円

ら施行する。

（都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（令和三年東京都条例第八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項（見出しを含む。）中「令和六年度」を「令和八年度」に改める。

附則第五項の見出し中「令和七年度及び令和八年度」を「令和九年度及び令和十年度」に改め、同項中「令和五年度又は令和六年度」を「令和七年度又は令和八年度」に改める。

（提案理由）

都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主

的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金の算定基準を改めるほか、規定を整備する必要がある。

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十二年東京都条例第十五号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

第一条から第十八条まで（現行のとおり）
別表（第十条関係）

第一条から第十八条まで（略）
別表（第十条関係）

一 経常的経費	経費の種類	測定単位	単位	費用
一 議会総務費	1 議会総務費	人口	一人につき	二五、九八七円
	二 民生費			
二 民生費	1 社会福祉費	人口	一人につき	一四、八〇八円
	2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七二、四九〇円
3 生活保護費	生活保護費	被保護者数	一人につき	一八四、〇六四円
4 児童福祉費	児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき	一四七、二三二円
		区立保育所入所児童数	一人につき	一、五一九、八五八円
5 国民健康保険事業助成費	国民健康保険事業助成費	私立保育所入所児童数	一人につき	七〇三、九九四円
		被保険者数	一人につき	一二、八二九円
6 後期高齢者医療制度事業助成費	後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	一人につき	七七、六二七円
三 衛生費	1 衛生費	人口	一人につき	九、七二二円
四 清掃費	1 清掃総務費	人口	一人につき	四五二円
2 収集作業費	収集作業費	人口	一人につき	五、三七二円
		人口	一人につき	一、四九八円
3 収集車両費	収集車両費	人口	一人につき	一、四九八円

一 経常的経費	経費の種類	測定単位	単位	費用
一 議会総務費	1 議会総務費	人口	一人につき	二六、一三二円
	二 民生費			
二 民生費	1 社会福祉費	人口	一人につき	一四、六九七円
	2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七〇、三二七円
3 生活保護費	生活保護費	被保護者数	一人につき	一八一、八〇二円
4 児童福祉費	児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき	一四八、六〇九円
		区立保育所入所児童数	一人につき	一、五二九、一三四円
5 国民健康保険事業助成費	国民健康保険事業助成費	私立保育所入所児童数	一人につき	七〇一、二〇一円
		被保険者数	一人につき	一二、九一五円
6 後期高齢者医療制度事業助成費	後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	一人につき	七六、二四七円
三 衛生費	1 衛生費	人口	一人につき	九、八六一円
四 清掃費	1 清掃総務費	人口	一人につき	四五六円
2 収集作業費	収集作業費	人口	一人につき	五、三九七円
		人口	一人につき	一、四九九円
3 収集車両費	収集車両費	人口	一人につき	一、四九九円

経費の種類	測定単位	単	位	費	用
4 処理処分費	人口	一人につき		三、〇六二円	
五 経済労働費					
1 生活経済費	人口	一人につき		四五〇円	
2 産業経済費	事業所数	一箇所につき		五八、四九六円	
六 土木費					
1 建築公害費	人口	一人につき		二、三六八円	
2 都市整備費	人口	一人につき		一、〇九四円	
3 道路橋りょう費	道路面積	一平方メートルにつき		四八円	
4 公園費	公園面積	一平方メートルにつき		一、五〇〇円	
七 教育費					
1 小学校費	児童数	一人につき		三八、六三四円	
	学級数	一学級につき		一、〇三一、四六二円	
	学校数	一校につき		一〇五、四一七、六一七円	
2 中学校費	生徒数	一人につき		四二、二七〇円	
	学級数	一学級につき		一、五五五、〇一〇円	
	学校数	一校につき		一〇九、〇七七、五七八円	
3 その他の教育費	児童生徒数	一人につき		二七、七七九円	
	幼稚園数	一箇所につき		五三、〇四六、〇七一円	
	人口	一人につき		六、四三二円	
八 その他諸費					
1 公債費	元利償還金	一円につき		一円	
2 財産費	年度支払額	一円につき		一円	
3 その他他行政費	人口	一人につき		一三、四五三円	

経費の種類	測定単位	単	位	費	用
一 議会総務費					
1 議会総務費	人口	一人につき		一、〇八四円	
二 民生費					
1 社会福祉費	人口	一人につき		四四三円	

経費の種類	測定単位	単	位	費	用
4 処理処分費	人口	一人につき		三、〇五二円	
五 経済労働費					
1 生活経済費	人口	一人につき		四五二円	
2 産業経済費	事業所数	一箇所につき		一八九、八六四円	
六 土木費					
1 建築公害費	人口	一人につき		二、三八四円	
2 都市整備費	人口	一人につき		一、一〇二円	
3 道路橋りょう費	道路面積	一平方メートルにつき		五〇円	
4 公園費	公園面積	一平方メートルにつき		一、五〇二円	
七 教育費					
1 小学校費	児童数	一人につき		三四、四一九円	
	学級数	一学級につき		一、〇九三、八三九円	
	学校数	一校につき		一〇三、六八〇、八三七円	
2 中学校費	生徒数	一人につき		三七、五三九円	
	学級数	一学級につき		一、六一五、五一九円	
	学校数	一校につき		一〇五、一六二、六四八円	
3 その他の教育費	児童生徒数	一人につき		二七、三六二円	
	幼稚園数	一箇所につき		五二、六八九、〇九〇円	
	人口	一人につき		六、四六〇円	
八 その他諸費					
1 公債費	元利償還金	一円につき		一円	
2 財産費	年度支払額	一円につき		一円	
3 その他他行政費	人口	一人につき		一三、〇五八円	

経費の種類	測定単位	単	位	費	用
一 議会総務費					
1 議会総務費	人口	一人につき		一、〇七二円	
二 民生費					
1 社会福祉費	人口	一人につき		四三八円	

2	老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	三、八九八円
3	児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき	一三、二〇三円
三	衛生費			
1	衛生費	人口	一人につき	二九六円
四	清掃費			
1	収集作業費	人口	一人につき	一七二円
2	処理処分費	人口	一人につき	三、一五三円
五	経済労働費			
1	生活経済費	人口	一人につき	一三三円
六	土木費			
1	建築公害費	人口	一人につき	七七八円
2	都市整備費	人口	一人につき	二〇一円
3	道路橋りょう費	道路面積	一平方メートルにつき	一四五円
4	公園費	人口	一人につき	一、四九七円
七	教育費			
1	小学校費	学校数	一校につき	一五七、七二九、〇五九円
2	中学校費	学校数	一校につき	一六八、一五六、二二二円
3	その他の教育費	児童生徒数	一人につき	二、五九六円
		園児数	一人につき	二五〇、七五四円
		人口	一人につき	五、三六七円

2	老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	三、八五〇円
3	児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき	一二、九一〇円
三	衛生費			
1	衛生費	人口	一人につき	二九三円
四	清掃費			
1	収集作業費	人口	一人につき	一七〇円
2	処理処分費	人口	一人につき	二、〇三四円
五	経済労働費			
1	生活経済費	人口	一人につき	一三二円
六	土木費			
1	建築公害費	人口	一人につき	七六八円
2	都市整備費	人口	一人につき	一九九円
3	道路橋りょう費	道路面積	一平方メートルにつき	一四四円
4	公園費	人口	一人につき	一、四九〇円
七	教育費			
1	小学校費	学校数	一校につき	五九、六七一、六五九円
2	中学校費	学校数	一校につき	六五、七四二、八四四円
3	その他の教育費	児童生徒数	一人につき	二、四五五円
		園児数	一人につき	七八、九四五円
		人口	一人につき	一、五九九円

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（令和三年東京都条例第八号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

附則

附則

1及び2（現行のとおり）

1及び2（略）

（令和三年度から令和八年度までの各年度における特別区財政調整交付金の特例）

（令和三年度から令和六年度までの各年度における特別区財政調整交付金の特例）

3 この条例による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（以下「新条例」という。）第三条の規定の適用については、令和三年度から令和八年度までの各年度に限り、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七十五条の規定により読み替えられた地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条第二項の規定に基づき、新条例第三条第一項中「法人事業税交付対象額」という。）とあるのは「法人事業税交付対象額」という。）と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額（以下「固定資産税減収補填特別交付金額」という。）と、同条第二項中「の見込額」とあるのは「の見込額と固定資産税減収補填特別交付金額の見込額」とする。

3 この条例による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（以下「新条例」という。）第三条の規定の適用については、令和三年度から令和六年度までの各年度に限り、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七十五条の規定により読み替えられた地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条第二項の規定に基づき、新条例第三条第一項中「法人事業税交付対象額」という。）とあるのは「法人事業税交付対象額」という。）と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額（以下「固定資産税減収補填特別交付金額」という。）と、同条第二項中「の見込額」とあるのは「の見込額と固定資産税減収補填特別交付金額の見込額」とする。

4（現行のとおり）

4（略）

（令和九年度及び令和十年度における交付金総額等の読替え）

（令和七年度及び令和八年度における交付金総額等の読替え）

5 新条例第三条第二項の規定の適用については、当該年度の前年度以前の年度が令和七年度又は令和八年度である場合には、同項第一号中「交付金総額」とあるのは「調整税の収入額と法人事業税交付対象額と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額（以下「固定資産税減収補填特別交付金額」という。）との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と、「交付金見込額」とあるのは「調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額と固定資産税減収補填特別交付金額の見込額との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と、同項第二号中「交付金総額」とあるのは「調整税の収入額と法人事業税交付対象額と固定資産税減収補填特別交付金額との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と、「交付金見込額」とあるのは「調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額と固定資産税減収補填特別交付金額の見込額との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」とする。

5 新条例第三条第二項の規定の適用については、当該年度の前年度以前の年度が令和五年度又は令和六年度である場合には、同項第一号中「交付金総額」とあるのは「調整税の収入額と法人事業税交付対象額と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額（以下「固定資産税減収補填特別交付金額」という。）との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と、「交付金見込額」とあるのは「調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額と固定資産税減収補填特別交付金額の見込額との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と、同項第二号中「交付金総額」とあるのは「調整税の収入額と法人事業税交付対象額と固定資産税減収補填特別交付金額との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と、「交付金見込額」とあるのは「調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額と固定資産税減収補填特別交付金額の見込額との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」とする。